

第1回福島町総合開発審議会会議録  
第2回福島町まちづくり推進会議会議録

開催日	平成22年7月26日（月） 開会午後6時			
総合開発審議会出席委員（12名）	小笠原幸助、木村末正（まちづくり推進会議委員も含む）、中塚徹朗（まちづくり推進会議委員も含む）、吉村次郎、村山和治、鶴間弘幸、笈川和明、堀繁子、要田東、住吉数雄、佐々木祥代、山名連（まちづくり推進会議委員も含む）、（50音順）			
欠席者	平沼竜平（まちづくり推進会議委員も含む）、阿部國男（まちづくり推進会議委員も含む）			
まちづくり推進会議出席委員（8名）	松谷剛、坂口ゆかり、菊池謙一、阿部透、熊野茂夫、枝松豊、金谷由美子、金澤富士子			
欠席委員（3名）	管籐光男、山田正宏、常磐井武典			
	企画 G 参事	鳴海 清春	企画 G 総括主査	住吉 英之
	企画 G 主査	中塚 雅史		

（開会 午後6時）

○事務局

みなさま、お忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。本日は、ご案内のように、総合開発審議会とまちづくり推進会議委員の合同会議ということで、両方の会長さんに事前をお願いをいたしまして、このような会議を開催させていただきましたことを改めて感謝したいと思います。本来ですと、それぞれにおきまして総合開発審議会は、町の総合開発計画を審議していただき、前回の会議でもお話をさせていただきましたが、まちづくり基本条例の検証などを、目的に応じた会議をお願いしてございま

す。

ただ、今回の合同会議につきましては、現在、町が策定を予定しております、過疎地域自立促進市町村計画に関する意見聴取を主な目的と考えてございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

本来の会議ですと、今日は趣旨も違うということで、合同会議につきましては事務局で進行をさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。このあと、過疎計画の内容等順次説明いたしますので、よろしくご協力をお願いいたします。

それでは、1番目の過疎地域自立促進市町村計画（過疎計画）と書いておりますけれども、ここから4番目の過疎

地域自立促進のための、地方債についてまで私の方で、ご説明をさせていただきます。そのあとの、6番目以降に関しては、担当の住吉の方からご説明いたしますので、よろしく願い申し上げます。

このあとは、座ったままで説明をさせていただきますので、よろしく願いします。

それでは、まず資料1ページをご覧くださいと思います。1ページ、過疎地域自立促進市町村計画（過疎計画）とは、どのようなものかということを書かせていただきました。

過疎地域については、昭和45年以来、これまで4度の改正が行われ、過疎対策が講じられてございます。現在の計画は、平成12年に制定された、過疎地域自立促進特別措置法に基づいて、作成されておりますが、本当ですと平成22年3月末で期限が、失効することとなっておりますが、今年の3月に時限立法による一部改正がなされ、平成28年3月末まで期限が延長されてございます。

また、今回の改正では、これまでハード事業を対象としていた、過疎対策事業債が、ソフト事業へも拡大されております。過疎地域自立促進市町村計画とは、地域の実情に応じて地域における、創意工夫による積極的施策を実施し、総合的かつ計画的な自立促進のための、政策を推進するために、策定するものでございます。過疎対策事業債などの財政上の、特別措置を受けるには、必ずこの計画うい策定する必

要がございます。このようなことから当町においても、福島町過疎地域自立促進市町村計画、平成22年度から平成27年度までの6ヵ年になりますが町としての計画を策定するものでございます。

なお、当時は過疎地域自立促進特別措置法第6条において当該市町村の議決が必要となります。また、当町の場合、福島町議会基本条例第11条の議決事項となっており、この会議で意見聴取を受けながら、町としての計画をまとめあげることとなっております。そのあと、住吉の方からもスケジュールを説明しますが、8月の調査特別委員会がすでに設置が予定されておりまして8月3日、議会の方で第1回目の開催。さらに17日、第2回目という形になってございます。

それらの議会の審議を受けて、町としては9月の会議で、議決を予定しておりますので、大変みなさまにはスケジュール短い中、国の方の定めたスケジュールとはいえ、今日大変分厚い資料を時間のない中、見ていただいて意見をいただくこととなりますので、大変申し訳ありませんが、よろしくご検討をお願いしたいというふうに思っております。

次に2番目の過疎地域とは、ということで、過疎地域とはどういうところが対象になるのかということ、少し書かせていただきました。国勢調査人口による市町村人口の減少率が、著しい地域や財政力指数が低い地域で、国が定める基準条件を満たした市町村

が対象となります。

これまで、全国では 1230 市町村が指定を受け、この度の改正で 101 市町村が対象外となり、新たに 42 市町村が指定されることとなり、全国では 1,171 市町村が対象になると言われています。当町の場合、平成 3 年 4 月に指定を受けており、引き続き今後 6 年間、指定を受けることとなります。

比較的、福島の場合新しい年であるという事で、みなさんのイメージからすると、だいぶ前から過疎だったのでないかという思いがあると思いますが、国の人口要件が減少率を対象としますので福島町の場合、一時青函トンネル工事である程度、人口が推移された数字が、邪魔をしておりまして、なかなか人口が減ってきていても、その数字が邪魔で指定を受けることができなかったという実情もあります。

2 ページには、過疎計画の性格と相互関係に関するフロー図を掲載してございます。過疎地域の対象となる市町村は、国および道の自立促進方針等に基づき議会の議決を受け、市町村計画を策定することとなります。国は、過疎地域に対しまして、過疎対策債など有利な財政制度により、財源措置をし、道はまた計画に対する協力をする事となります。

次に資料の 3 ページをお願いいたします。3 番目の過疎地域自立促進市町村計画で掲げる事項についてです。それでは、計画の中でこういった事項を掲げていくということ、国の方で

も定めておきまして、過疎地域が過疎計画に何を定めるかということが、過疎法の第 6 条に定められております。その計画に定める事項は、概次に掲げる事項となっております。10 点ほど計画の中に定められております。

まず 1 番目としては、地域の自立促進の基本的な方針に関する事項ということです。基本的な考えをしっかりと町として、持ちなさいという事です。

2 番目としては、農林水産業、商工業、その他、産業振興および観光開発に関する事項ということで、過疎化が進む 1 つの要因としては、産業の衰退というものが当然あるわけですので、そういったところの産業振興に力を入れた事業をなささいということで項目となっております。

(3) としては、交通通信体系の整備、地域における情報化および地域間交流の促進に関する事項ということです。4 点目としては、生活環境の整備に関する事項。5 点目として、高齢者等の保健および福祉の向上および増進に関する事項。6 点目として、医療の確保に関する事項。7 点目として教育の振興に関する事項。8 点目として、地域文化の振興等に関する事項。9 点目として集落の整備に関する事項。10 点目として前号に掲げるもの他、地域の自立促進に関し、市町村が必要と認める事業等が定められております。

後ほど、住吉の方から説明いたしますが、町においてもこれらに関する事業を中心に、開発計画で計画している

ものなどに加え、今回の過疎計画については、前まではハード事業しか対象としておりませんでした。ただ、今回の改正はソフト事業。要するに、建物以外イベントだとか、色々なソフト的な要素があります。そういったものも新たに計画に、加えることができましたので、そういったものを加えて作成してございます。

次に4番目の、過疎地域自立促進のための地方債についてですが、先ほどから過疎債が大変有利な制度だということで、要するに過疎地域自体が、財政力、要は地域でまかなえる税金、行政にかかるお金に対して、よく3割自治という言葉もあると思いますけれども、地域に行き次第、過疎が進むにつれて、自主財源が大変苦しいというところを、ある程度全国、平均的な財政力をもって、豊かなところからそういった少ないところにまわすということが、均衡を図る意味で、過疎対策を充当してくれることになります。

そこに書いてありますけれども、過疎市町村が過疎計画に掲げる事項で、先ほど言った事項、10項目ありますけれども、その中で過疎地域自立促進のために実施する過疎対策事業について、地方債をもってその財源とすることができるとなっております。ただ、一般的に地方債というのは家庭でいきますと、借入金にあたりますので、本来は借金ですから、10年、例えば100万を10年間で返していくということになりますけれども、この過疎債については、例えば100マン

の事業をして、100万貸してくれるわけです。普通の事業ですと、一般的に100万の事業をしても、だいたい75万しか貸してくれません。国の方では。

それをまず、100%貸してあげます。ということがまず1つです。そして、その元利償還、返す分の70%を地方交付税で財源措置してくれますので、要するに町から一時的に払うのですが、最終的には国の方から地方交付税で、戻ってくるということになりますので、3割だけの自己負担があれば事業展開ができる。極端にいくと30万の自己財源があれば100万の事業ができるということになります。一般的な地方債というのは、100万の事業をして、お金を一時的に借りたとしても、最終的には100万払っていくということになりますので、実財源は100万なければできないのですが過疎債については、ある程度そういった形で国の方で財源措置をしてくれる制度になってございます。

それでは、5番目以降に関しては住吉の方から説明いたしますけれども、今の点で何か制度的なもので何かご質問があれば一度ちょっと、質問を受けたいと思うのですが。だいたい説明でわかっていただけましたでしょうか。なかなか、馴染みのない言葉も出ますので、遠慮なく聞いていただければと思います。進んでよろしいですか？それでは、5番目以降については担当の住吉の方から説明しますので、よろしく申し上げます。

○事務局

みなさん、ご苦労様です。座ってまた引き続き説明していきたいと思いますのでよろしくお願いします。

議案の方の4ページでございます。5番の、新過疎計画と現過疎計画の比較についてということで、現過疎計画というのは、この22年の3月までの計画ということで、捉えておいてください。新過疎計画につきましては、この4月1日から28年の3月31日までの過疎計画のことを、新過疎計画ということで、捉えておいていただければと思います。

まず項目の1つ目なのですが、過疎計画の義務付けの廃止ということで、これまでの過疎計画につきましては必ず過疎地域につきましては、そういったものを自立促進の方針、北海道が策定する自立促進の方針。これらに基づいて過疎計画を定めなければならない、ということで必ず過疎地域については、そういった計画を定めなさいということになってございました。

今回の新過疎法の中については、その過疎計画を定めることができます。ということで、できる規定になってございます。必ずしも、作らなくてもいいですよ、ということになっていますのですが、前段でも説明しました、過疎対策事業をやることによって、過疎債を借り入れすると、この過疎債につきましては元利償還の70%が交付税に算入されて戻ってくるとこういった有利な起債を活用する。

それから、過疎地域においてはすべ

ての補助金ということではないのですが、補助率が嵩上げされる場合ということがあります。例えば、保育所を建設するときなど、2分の1が、少し嵩上げになって10分の5.5だとか、そういった有利な補助率を適合して、計画の推進というところにもなりますので、こちらの方をやる場合については、過疎計画を定めなければならない、ということにされていますので、できる規定にはなったのですが今後町の方において、色々な事業を展開したうえで過疎債を、活用して実施する事業があるものですから、福島町においては、過疎計画を今回策定にするという状況になっております。

次の過疎計画の策定事項の緩和ということで、先ほど資料の3番で説明をいたしました1~10の項目、これらについて定めるということになってございます。それと、次の都道府県の協議事項の縮減ということで、これまでの過疎法における過疎計画につきましては、全ての項目について都道府県の協議が必要だということになってございましたけれども、今回の過疎法の中においては、ここ1つ訂正なのですが、10項目のうち一番最初の自立促進の基本的方針に関する事項、これともう1つ。最後の10番だったのですが、前号に掲げるものの他、地域の自立促進に関し市町村が必要と認める事項ですが、これに協議が必要ないということになりますので8項目目は協議が必要ですがけれども他の今言った、2項目については協議

が必要ではないですよ、ということに改められました。ここは9項目となっているのですが、8項目に訂正をお願いします。

続いて、過疎債の対象、施設の拡大ということで、これは主にハード事業ということになります。これまでは、道路や観光施設、下水道施設などの15項目対象となっておりましたが、これに加えて今回は、新たに認定こども園、図書館、太陽光やバイオマス等に自然エネルギー施設の3項目が追加になってございます。それから、既存の学校施設につきましては、これまでは合併して統廃合などに関わる部分の整理などが要件ということになっていたのですが、そういった統廃合などの要件は撤廃をさせていただきます。ですから小中学校を統合するがために、中学校を大きくするのに過疎債を使わなければならないというような負担は、統合に関係なく何らかの形で、例えば中学校の校舎を整備するといった場合については、統合の動きはなくても、そこは対象になるということになります。

1番最後の項目なのですが、過疎債の対象範囲の拡大ということで、こちらについていわゆるソフト事業が、過疎債の対象となっております。これまでは、全くソフト事業につきましては、過疎の対象にはならなかったのですが、新しい過疎法においては、地域医療の確保、交通手段の確保、集落の維持活性化にするというふうに改められております。

ただし、上限がなく全部が全部これに当てはまれば、ソフト事業が対象になるのかということにはなりません。

人口・面積・財源状況などの条件を配慮して総務省令で定める範囲内で過疎債を適用しますということになります。

次のページを開いてもらいたいのですが、5ページの上のところに参考ということで、総務省令で定めるところにより算定した額を定めるところのが配布されてございます。そこにソフト事業の発行限度額の算式が載っております。

算定が、 $A \times (0.56 - B) \times 1/15$  が発行限度額ということになります。算定の符号の説明なのですが、まずAというのは当該市町村という福島町。例えば、福島町の発行限度額を算定する年度の、前年度の地方交付税第11条の規定により算定した基準財政需要額というものがあります。その基準財政需要額に、0.56というのが過疎法の財政力指数の要件が、56%以下であるということによって定められておりますので、それからB、該各市町村、福島町の財政力指数発行限度額を算定する年度3年度分の平均を差し引いたものということになりますので、具体的なものになりますと、基準財政事業額が、20億8,797万9千円が、基準財政需要額ということになりますので、それに0.56から福島町の財政力指数の3年度分を平均した0.22を差し引いたものをかけて15分の1この算式からいうと、4,732万7千

円が福島町でソフト事業に充てることのできる起債の額が、4,732万7千円ということになります。

続きまして、6番目の計画策定にあたっての町の基本的な考え方について、でございます。福島町におけます過疎地域自立促進市町村計画の策定にあたりましては、改正過疎法や北海道過疎地域自立促進などの基本事項に沿いまして、福島町が抱えている高齢化、若者定住、少子化および産業振興などの諸課題を克服することを最優先に、平成22年3月に策定されました。第4次福島町総合開発計画、これは改正版でございます。

これに記載されている事業を基本として、また福島町まちづくり行財政推進プランにおける財政推計をベースとしまして、改正過疎法における新規に過疎債が措置されるハード事業や、新たにまた追加になりましたソフト事業を計画に登載するとともに、開発計画期間、開発計画につきましては平成22年～平成26年までとさせていただきますけれども、新過疎債計画の期間につきましては、6年間ということになりますので、終わりが平成27年になります。このずれがある平成27年度事業にあっても、関係団体等からの要望等を踏まえて、新規で追加登載していきます。関係団体等からの要望等を踏まえてということで、過疎計画を策定する際には、各グループにおいて、関係する団体等からの事業計画等の協議をしてくださいということで、指示してございますので、団体

等とのそういった、要望等を経てそういったものも踏まえまして、新規で追加登載しているところでございます。

なお、計画策定にあたっては、次の事項を基本としまして、関係団体などのヒアリングを受けて、項目ごとに積み上げ作業を行っております。

1番目につきましては、ハード事業は第4次福島町総合開発計画後期実施計画に登載事業で、過疎債が見込まれる事業を優先としております。2番目につきまして、町の課題となっている、問題を克服するための施策を優先するというところで、とりまとめをさせていただきます。3番目としまして、現在策定済および策定中の計画において、事業者できるのは、先行的に事業計上するというようになっております。

それから、省エネルギービジョンということで、昨年福島町で初期の省エネルギービジョン策定は行われました。

今年度におきましては、その省エネルギービジョンの計画を踏まえて、重点的な省エネルギー対策を行っていくという、重点施設を優先的に過疎の計画に登載していくということで考えてございます。

5つ目の、対象施設の拡充およびソフト事業の拡大により、新規事業を掘り起こしましょうということで、各グループと意見交換しながら、企画グループと各グループで、意見交換しながら新しく改正された過疎法の中でも対象ソフト事業が新たに、過疎が膨らんだ事業だとか、ソフト事業が新たに

過疎の対象になってございますので、それらの意見交換をしながら新事業を掘り起こしましょうということで協議をしていきます。

6 ページ 7 番の総合開発計画等との整合性についてということでございますけれども、先ほど鳴海参事の方からも話してございましたけれども、国のタイムスケジュールが示されてございまして、9月の議会で議決を得ていただきたいというようなことが流れでございまして。

それで、今年の9月の議会で今回のこの過疎計画につきましては、議案を提案にしまして議決ということで、そのようにやってございますけれども、当計画に掲載された事業が、出てくるわけでございますので、これらのものにつきましては、今度開催しますローリング作業を町の方でやりますので、次回のローリング作業において、登載予定をしようということで考えてございます。

それを待ちまして、財政や事業が膨らんでくるという部分もありますので、福島町まちづくり行財政推進プランにおける財政推計に関しても、本計画が確定した段階で、財政推計の見直しを加えなければならないというふうに考えてございます。

開発計画につきましては、町の方でローリング作業を行いまして、それを取りまとめしたものを、審議会の方に提案するというようになっております。ローリングを8月中に、まとめまして、審議会の開催につきましては、

例えば8月の下旬ですとか、9月の上旬、お祭り前には、ローリングの案を審議会の方に、提案していきたいなということで考えております。開発計画も過疎計画もそういった相互関係につきましては、図で示しているとおりですので、お読み取りください。

次に7ページを開いていただきたいと思います。8ページの策定スケジュールということで、ご説明をいたします。6月から作業を始めてございまして、6月14日まで各グループにおいて関係団体との意見交換を得て、団体からの要望等、ヒアリングをお願いしてございます。14日～16日ということで、我々と各グループにおいて意見交換をして、団体等のヒアリングの状況がどうだったのか、新規の事業を掘り起こしにしようということで、意見交換を3日間かけてやってございます。

18日には、事業計画のとりまとめの報告ということで、各グループより事業計画を結成していただいているということで、18日に意見を述べてございます。それを受けまして、7月に入りまして7月1日には、管理職会議がございまして、18日の期限に提出されました事業計画について、管理職会議で報告をしてございます。それと、道への事前協議資料を同時に北海道へ、事前協議が必要になるものですから、北海道へ事前協議資料を提出してございます。

26日ですが過疎計画の素案ということで、管理職会議以降に、また色々

と追加となったものを、管理の計画以降も、修正をしてそれを踏まえて 26 日に、過疎計画素案の策定ということで、みなさまにお示しして、資料 1 別冊の資料になるのですけれども、それがこれまでの修正等を行ったものを、本日みなさまに、お示ししているような状況でございます。

パブリックコメントということで、26 日から会議が終わりましたら 8 月 19 日まで、一応町民の方にも意見を何かあればということで、町の方のホームページに掲載して、企画グループそれと吉岡支所の方では、窓口に行くと計画が見ることができるようにはしたいと思っております。

本日、推進会議と総合開発審議会で住民意見をまた、これも集約をすることで、みなさんの意見を本日いただきたいと思っております。8 月に入りましたら 3 日の日は、過疎地域自立促進市町村計画に関する調査特別委員会ということで、議会の方で調査特別委員会が 3 日の日と 17 日の 2 日間、すでに予定ということで、先に入っておりますので、そちらも同様な資料を明日、提出することになっております。

それを経まして、過疎計画（案）ということで、8 月の下旬になるかとおもいますけれども、まとめる予定でございます。その案を持ちまして、北海道との本協議ということで、最終的な北海道との協議を、8 月下旬に行いたいということでございます。

9 月に入りましたら、北海道との協

議が成立すると、そのあと今度 9 月会議の方に、議案を上程しまして、そこで議決をいただければ、過疎計画が決定ということになります。過疎の計画にあたってのスケジュールは、以上になりますので一旦説明の方を終わります。

#### ○事務局

今、会議が始まって 30 分くらいなのですが、4 ページの 5 番から 7 ページのスケジュールまで、説明をしました。その中で何か、ご質問があれば受けたいと思います。ただ補足として説明しますが、5 ページのところのソフト事業試算というのが、4,700 万程です。これはあくまでも、単年度で福島町が使えるお金だということで、理解をしていただければよろしいかと思っております。これが、×6 年分ですから、約 2 億 5 千万円になります。それが、町としてソフトの中で使えるお金だということで理解をしてください。その範囲であれば、国の方は過疎債を貸し付けしてくれますよということ です。

6 ページのところ、少しわかりづらい図かもしれませんが、ここのところの網掛けしている部分、あるかと思っておりますが、下の段階みたいになったところが、上からきまして第 4 次福島町総合開発計画という形になっております。それで、既存のそのハード部分と書いてある網のないところについては、当然開発審議会の委員のみなさまにご承諾いただいている事業と

いうことで認識をしていただきたいと思いますし、当然まちづくり推進会議のメンバーについては、財政推計の中に含まれている事業だということで、まず認識をいただきたいと思います。

このあと、これから説明をしていきますけれども、議論をいただきたところは、ハードであれば先ほど言いました新規の事業が何件か取り組みであります。要するに新たにハードとして認められた、例えば認定こども園。今まで対象外だったのですが、今回の計画から国の方ではそういったものもいいという事業が難点かあります。そういったもので、町でそしたらやってみようかという事業が、何件か上がってきていますので、その辺についてご意見をいただきたというふうに思っております。

それと、後ほど住吉の方で言いました計画の年度が1年ずれています。それで、27年については、開発計画に計画年度ではありませんので、今まで審議しておりませんし、事業の内容を聞いておりません。町でも、計画を立てておりませんでしたけれども、過疎計画が27年までということになりましたので、その1年分を急遽、例えば漁協だとか農協だとか、そういったところからのヒアリングを受けて、実は27年でこういった事業をしたいというものが何件か上がってきています。

これについても、過疎計画に登載する形で、過疎計画の中に先に登載されてしまいますので、先ほどのローリン

グでは10月頃に説明はいたしますけれども、まず優先的に過疎が議会の方にいきますので、そのところについてもあとで説明した中で、ご意見をいただきたというふうに思っております。それと、1番右端にあるソフト事業。これは先ほど言いました、4,700万円ほどの福島町ならば事業展開できると、これらについても今までは、開発計画の中はあくまでもハード事業が中心にきていますので、ソフトについては、一切計画に登載されておられません。

そういったことで、財政推計の中には多少ソフトだとかイベント事業が入っているのですが、みなさんの目の中には直接、説明なりそういったことが、ほとんどされていないものが多いと思います。ただ、自立プランを作ったときに、各原課の事業の中に、ハードではないですけれども、ソフトというものがあつたと思います。

要は、そういったものをこの計画に拾い上げたものがあれば、新たに今まで財源がつかなかったから、ちょっとあきらめていたものが、この財源がつくことによって、それでは事業をやってもいいのではないか、ということもありましたし、またある程度各団体からこういったソフトをやりたいのだが、どうだろうと言うと、原課で拾い上げたものがありますので、これについて中心にここのところについて、今日は意見をいただきたと思います。

かなり、お配りした資料は膨大な資料ではありますが、事前に総合

開発計画に登載されているものは、みなさんに 1 度目に触れているということで、すでにご理解済みだということで、今日はそこのところの意見をいただかない形で、あくまでも新たに今後、計画を作るにあたって新たに計画登載されたものを中心に、これからまた説明をしていきますので、そこのところをまず、意見をいただきたいなと思います。

何か今までに、わからないところとか説明しますので、疑問等があればお願いします。

#### ○委員

この計画を見ていると、特段というか、町で策定したものをご相談いただくというような方法ですよね。そうではなくて、例えば千軒地区あるいは三岳地区あるいは吉岡地区というような形の中から拾い上げるみたいな形の手方というか、あっていいのかなと思うのですが。

#### ○事務局

そうですね。基本的にこの計画は本来、きちんと地域をまわって計画をたてるべきだとは、我々も認識してございます。ただ、先ほど説明してございますけれども、この計画自体が、当初延長がかかるかどうかというものが、わからない計画だというのが、まず 1 つ理解していただきたいです。

それと、素案が通ったのがこの 3 月で、ある程度 9 月までの間でまとめあげるといった形の中で、なかなか作業自

体がまず国から情報が流れてきていないと、我々が 1 番辛いところです。実際、今回の計画策定にあたって、かなり情報として流れてきたものは遅い、要するに国が、政権が変わってからかなり、こういったものの取り組みが遅れているということもあります。ちょうど、政権の変わり時期なものですから、なかなかスムーズにいかなかったというのも 1 つの理由かなと思ってございます。

ただ、言い訳を言うわけではございませんけれども、我々としては時間のない中で、本来まちを歩いて聞けばいいのしょうけども、なかなかそういったことができないということで、今回は先ほど説明したように、各担当課の方から、その団体、関係団体であります農協なり、漁協さんの方とまずヒアリングをしてそれから意見を吸い上げていただいていると認識していますので、そこのところは、ご了解いただければと思います。

ただ、開発計画の中でも多少こまめな聞き取りなどもしていると思いますので、ある程度大きなものは開発計画の中から、スライドしてこちらに計画登載しているというのもありますので、そこのところは多少、ご理解いただければと思います。

そういっても、地域を廻ってきちんと時間をかけてやれるのが 1 番いいのですが、なかなかそういう時間がとれないというのがあります。本来は、そういったことをして、きちんと積み上げていくことがベストだと思うの

ですが。

○委員

よろしいですか？

○事務局

はい。

○委員

6ヶ年計画ですよ？今あとの1年、27年度分プラスしたもので一応計画を立てるわけですよ。そうすると、今総合計画が町でありますよね。その中で、スライドするものはこっちの方にスライドする、そしてまた金が引き算上、余るから新しいものをマイナスしていったものを、過疎債の方に載せるかというような考えだと思うのですが、6年先ですから、途中で3年後に今ここにあげた案件よりも少し緊急を要す、効果があるような事業が今、〇〇さんがおっしゃったように、地域で上がってきたもので、今役場で取り急ぎつくっているわけです。ヒアリングも何もやらないで。ところが、3年後なら3年後。2年後なら2年後。あの中で予算を組んでだしたけど、実は地域としたらこれの方が重大ではないかとか、そういうふうになったときに、その項目は金額は、別にしてその項目を差し替えることはできるのですか？

○事務局

それは、変更という形の中で出来ますので、それは各年度ごとに変更とい

うのは可能になっております。当然また先ほど言いました通り、議会の議決事項ですから、当然議会の方の了解というのにも必要ですけれども、国なり道の協議も必要ですけれども、あくまでも最後までコンクリートでいくということではないです。

だから、先ほど言いました通り、これから時間がとれて、そういった作業なりそういったご意見があれば、その中で変更というのは可能だと思っております。また、当然今日の意見の中でそういったものが飛び出してくれば我々としては最終協議というのは8月です。

そこまでは、期間があります。ただあまり中身が固まっていない、発想だけで計画に載せるかというのは、キツイものがありますし、やはり地域合意とか色々な関係者の合意とか、そういった手続きをある程度踏んで、それだったらというのがあれば、1つでも2つでも可能だと思います。当然、議会の特別委員会の中で、また意見があれば、多少我々も計画変更をしていかなければならないと思っておりますのでそのところは、今の段階ではあまりコンクリートということじゃなくて、柔軟に考えていいと思います。ただ、だからといって何でも計画に載せるのではなく、原課のすり合わせなり、関係機関とのすり合わせなどが整ったものからということになります。アイデアとしては、いくらでも言っていきたいなと思っております。

○委員

そのとき、例えばアイデアの一つの事業計画があると。だから調査もしていないし、ある程度、概算没けしていない。何かの事業をやるとして。そうすると、金額がおおまかだと。事業計画で金額がほとんど動かないですよ。だから、中間でもし変えるときに、まだ測量もやったばかりで、コンサルにもかけていないけど、だいたいこのくらいだろうと。どこかで、今までの項目を1億なら1億削って、こっちの方にスライドしてくれとなった時に、金額がある程度きちんと事業計画ができていなかったら、道の方も受け付けないと。そういうような硬い話なのですか？

○事務局

先ほども言いました通り、変更自体はある程度、協議の中で可能だと私たちも認識しております。あとで、説明しますけれども、町の中でもあくまでも計画策定だけを掲載しているものもございます。だから、計画策定を掲載して当然、計画をつくって、その中に事業で入ってきますので、事業はまだ見えないのです。

例えば、計画書を作りたいという経費も載せているものもあります。ある程度、その計画書ができた段階で事業計画が固まりますので、それは当然変更で町はいこうかなと思いはしております。そこのところは、今言ったような形の中でご理解がいただけるかなと思います。ただ、当然先ほど言

ましたとおり、上限とか色々財政推権とかありますので、それが優先して入ってくるかどうかというものが、またトータルの中で決まっていくとうふうに思っております。今言ったように、最初からバツだということにはなりません。

○委員

さっき言ったのは、事業の中に電気般柵が入っていますよね。それと、ブルーベリー、ウニが入っています。それが何の過疎地域推進事業としてやったというものは、私実は承知していなかったというか。

○事務局

〇〇委員が、事業を認識していなかったということですか？

○委員

認識していない。過疎自立促進の事業として、ブルーベリーやったとか

○事務局

やったとかじゃないですよ。これからやるという事業を掲載しているやつもありますし、22年度は今年反対に予算化したものを計画に搭載しているものもありますので、牧柵については、確かこの前議会の方にも計上していないか今予算を組むのですよね。この前、議会の方の所管でもんでいただいて、補正予算で上がってくるはずですので、そういったものも載っています。

ブルーベリーについては、確か当初の計画の中にも予算計上されていたと思います。計画年度が、22年度からなので23年度からですと、来年からということですが、22年度からですから、もうすでに予算化されたものを、ただ振り向けているものもあります。

今まで、財源が見つからないで持ち出しでやろうとしたものが、過疎の適用で今度ソフトになったもので、それじゃ有利なものに持っていきましようということで、振り替えているものもあります。

#### ○委員

お願いした事業を、どこに当てはめたらいいのかというか、そういう感覚がします。

#### ○事務局

そうですね。ただ先ほど言ったように、過疎の方はかなり財源が有利なものですから、なるべく町としては変な話、何でもかんでも過疎の計画に載せて、その過疎債をもらえばいいという目論みはしています。ただ、実際その過疎債が見つからないかは、これからまたどんどん協議が始まってきて、外れるものもあるかもしれません。計画書のは、載せましたけれども、実際は過疎債が見つからないということも、多分出てくると思います。そこはまだ、これから本当の協議が始まって、初めてハッキリすることですから、すべてこのものに載ったものが、有利な過疎債が

くという認識は、持っていただきたくないと思います。あくまでも、町としての希望的観測も含めて、計画掲載しているということで、ご理解をいただきたいと思っております。

国の方が、本来ですと従来やり方ですと、ソフト事業の例えばこういったメニューが適用になるとか、そういったものもお示しするのですが、昨今地方分権とかそういう話の中で、国があまりそこまで関与しない。要は町村で独自に考えてやってくれということで全く標準的なものが示されないのですよ。

だからある程度、町は手探りの状態で希望的なものを、極端な話、何でもついてくれたら助かるというものを結構のせていることになっていきますので、そこはご理解いただきたいと思います。極端に言うところなものを、つかないのではないかとこのものもあるかもしれないですね。

#### ○委員

いいですか？

#### ○事務局

はい。

#### ○委員

このあと、説明にも入ってくるだろうなと思うのですが、おそらく高齢化がどんどん進行するだろう。そして、各地域にある生活センター。ここのところで見ると、あとの計画の中にも、そういうふうな福島の人口が減少

して、ボンボンとんで、空き家も増えてって色んな高齢者が、あちこちに、飛んでいけるような状況になってくときも、地域のそのコミュニティ状態の横のつながりとか色々なものが崩れていくような気がするのですが、それに対する具体的なものというのが見えない気がします。この中には。

計画の最後のところまで、文を読ませてもらいましたが、そこは新しいものが1つありません。だから、おそらく各地域にある何々に家みたいなのやつが、再建しないといけないだろうし。というふうな事が全く見えていないけれども、あるのだろうか。

ソフトの部分でも、できるだろうしハードの部分でも可能性があるだろうしという気がします。どうですか？

#### ○事務局

今の件に関しては、ある程度これからの計画の中身も入っているのであとで説明はしたいと思います。ただ、自立促進市町村計画ということで、あくまでも過疎計画自体は、前向きな計画に対して、過疎債をつけると。今のやつは、どちらかというといわたくしもつけてほしいところですけど、例えば生活館を壊してその跡地を利用したいというために、壊さなきゃならないというのは、理屈はつけるのですが、なかなか国は壊すことに関して、こういった計画で財源をくれるということはないです。

だから、ここは要望ではあげていま

す。ある程度、地域が古くなって、空き地だとか会館も古くなって、要はその土地をうまく利用するためには、壊さなきゃダメなので、その壊すことによって、過疎の新たな展開ができるという理屈は、つけているのですが、その国は、壊すことに対しては、なかなかお金はつけてくれないというのが現状です。

#### ○委員

言っているのは、前向きな言い方でなくて、再編をしようということ

#### ○事務局

だから、再編をしようといわたくしは言うのですが、国としては壊す自治体に対して、要するに建設系のものはいいですけれども、今の段階ではなかなか壊すものに対して、過疎債を充当するということは、認めてはくれないというのが現状です。町の自主財源の中で壊してそこで新たなものを展開する分については、過疎債はいいですよという言い方をします。空き地を利用してその地域を活性化するためには。

ただ我々は、壊さないとその利用ができないということは、今国にぶつけています。

#### ○委員

先を見越してやらないと、今お荷物になっているということは、そのあとを見越して、もう1回再編してもらわないと、また10年後になってきたらもっと荷物になるという話になりま

す。

○事務局

だから、それは町としても国の方に要望としてあげていますし、Q&Aでもかなりぶつけているのですが、回答が来ません。それが、いいとか悪いとかの回答が来ないので、なかなかそのところは、脱しきれていない状況です。

○委員

ソフト事業のしいたけの整備だとか、それから他のところになってきますと、地域交流センター建設事業が新規である形で載っているの、そのところをもっと深めておかないと、高齢者ばかりいっぱいになってきていて、今でも生活館そのものが、バリアフリーじゃないですよね。

そういうことも、含めてきちんとやはり考えていく必要があるのかなという気がします。

○事務局

そしたら、事業の方にもだいぶ入ってきているので、まずは8ページから説明をさせていただきたいと思うので、よろしいでしょうか。

(はい、という声あり)

○事務局

それでは、また説明をしていきます。9番の福島町過疎地域自立促進市町村計画についてということで、みなさ

ま方に、資料の1から資料の3までいっているかと思うのですが、最終的な過疎計画のイメージにつきましては、資料1の市町村計画、22年度～27年度。これが過疎の振興策の文章で書いたものでございます。これと資料2の参考資料ということで、こちらの中身につきましては、総合開発計画というところの、実施計画ということで、捉えていただければと思います。

過疎計画に書いた、事業を具体化して掲載事業を各年度に、展開していきますというものを取りまとめしまして、参考資料の市町村計画の事業計画をまとめたものでございます。それでこの計画の事業費ですが、63事業で28億8,938千円ということになってございます。旧計画、これが平成17年に策定したときの1番最初の当初の額でございます。

先ほど〇〇委員の方からも、質問がありましたけれども、計画に変更があって事業を追加で掲載していきたいというようなことで、変更は認められてございますので、その変更前の1番最初に前の計画をつくったときの、計画の額がこれでございます。

これが33事業ということで、その31億8,195万1千円です。前の事業ですけれども、それを事業費で比較しますと、2億9,257万円の減少となっております。20.19%が事業費ベースで今回の事業費、前回の事業費と比べて減という状況になってございます。

続きまして、9ページをお願いした

いと思います。この今年に計画、28億8,938万1千円が、それぞれの平成22年度から27年度までの事業費をとりまとめましたものでございます。

平成22年度は、1億3,903万9千円から始まりまして、平成27年度が、7億3,590万4千円です。それぞれ、国庫の支出金、道の支出金、それから地方債。地方債につきましても、過疎債だけではないものも含まれております。そのうち、過疎債がいくらかということで、こちらの方に記載しております。それから、その他の財源と町の持ち出し、一般財源ということで各年度の事業費の財源の内訳をこちらの方に記載させていただいております。

次のページの(3)番目ですけども計画の区分別の内訳ということで63事業で、28億8,938万1千円の計画でございますけれども、ハード事業としましては、63件のうち45件です。事業費としては、26億3,898万1千円です。

それから、今回新たに事業の追加となりました。ソフト事業が18件でございますまして、これらの総計が2億5,040万円ということになってございます。旧の結果と比較しまして、ソフト事業は、旧の計画にはありませんでしたので今回ソフト事業がこれだけ増えているということになります。

(4)番の過疎計画掲載事業のうち後期実施計画に登載のない事業の一覧表ということで、新規掲載事業を下の方で整理してございます。まず1番

上としまして、今回過疎法が改正によりまして、対象施設が追加されることにより、新たに登載しますということになった事業が、先ほども説明しましたけれども、認定こども園整備事業です。過疎法改正になりまして、新たに事業登載ということで、掲載しております。これの事業費が、3千万円を見込んでおります。

次の区分の2番目としましては、後期実施計画期間外の事業ということで、後期実施計画につきましては平成26年度までで終わりということになります。過疎計画は27年度でということで、1年ずれが生じます。平成27年から新規に事業計画を考えている事業が、製氷施設整備事業ということで5件でございます。これの事業費が3万9,195万円ということになってございます。

今説明した1と2とそれ以外の新規の事業で計画の段階ではなかった事業が7件ほどあります。これの合計が、2億5,549万8千円。これらが13件、6億7,744万8千円ということになってございます。

次の11ページにつきましては、国ごとに事業を登載したものであります。1番目の、認定こども園の整備事業、それと区分2の27年から事業が開始される事業が5件と3番目の後期実施計画に今回なくて、後期実施計画の計画期間ないに事業を展開するという事業が3番目の区分として、こちらで整理をさせていただきました。この13件、6億7,744万8千円の

事業費でございます。

12 ページを、お願いしたいと思えます。事業計画の1です。ソフト事業は、こちらの方でも説明しておりましたけれども、その計画の中では自立促進特別事業ということの、書き方をされてございました。それが、ソフト事業ということになるのですが、自立促進施策の区分というのは、産業の振興2番目として交通通信体系の整備、情報化および地域間交流の促進、3番目としましては生活環境の整備、4番目としまして高齢者等の保健福祉の向上および増進、5番目として医療の確保、6番目として教育の振興、7番目として地域文化の振興、8番目として集落の整備、9番目としてその他の地域の自立促進に関し必要な事項ということで、政策の区分が定められております。

それぞれの、政策の区分ごとに今回5番の医療の確保と、8番の集落の整備のところにつきましては、事業の計画は現段階では、ございませんけれどもいわゆるソフト事業ということで、それぞれの自立促進施策の区分にまとめて掲載したのが、5番目の表ということになりました。こちらの合計が18件で、先ほども説明はしてございますけれども、事業費の合計が2億5千40万ということで、現在考えております。

○事務局

1時間くらい進みましたけれども、休憩をはさみますか？大丈夫です

か？ちょっと暑いですがけれども。

○委員

何時頃まで予定していますか？

○事務局

暑いので、あまりダラダラやってもしょうがないと思っております。

○委員

8時くらいには終わりますか？

○事務局

意見がそんなに出なければ、そのくらいに終わると思います。ちょっと休憩とりますか。5分間の休憩をとります。

(5分間休憩)

○事務局

審議会委員さんだと、ご承知のことと思いますが、ある程度議論の祖上には載っているのですが、なかなか財源がなくて、見合せとかそういった事がありまして、結果としては開発計画に載っていないというのもありますし唐突にあがってきているというのではなく、ある程度下地があったのですが、今までは優先順位から漏れていたのですけれども、そういった理由で下がっていたものがありますので、その辺を考慮したうえで、議論いただきたいと思えます。何かありますでしょうか？

○委員

12 ページの 1 番下ですが、その他の若者の定住および少子化対策検討プロジェクト。この項目自体は、その他に入れるというのは、おかしいと思います。重みが不足していると思います。1 人 2 人、この町に増やすかというのは、どれだけ大変かということ意識しながら確実に増やしていかないと、我々の町はこの間、読んだ本でいうと、過疎の次が限界集落で、その次は消滅ということなのです。

この町は、なくなるというところに我々今進んでいるということを見ると、1 人でも 2 人でも増やすことの大変さというか、重さが感じられるので、1 人 2 人増やすというのは、大事だと思います。この間、千軒に若い夫婦、20 代の人が住んでいたのをご存知ですか？去年までいました。1 年か 2 年いたと思いますけど、その人達ももういなくなっていました。

だから、そういった人達に、この町に住んでいただくというやり方は、行政としては非常に重要ではないかと思うのです。田長でも、色々工夫していますよね。建物、居住スペースをつくったり、それでもこんな差が感じられるというのは、わが町は全然やっていないのかなと思っているのです。

○事務局

今の 12 ページの項目に関して、自立促進施策の区分というのは、国が定めている項目なので町村としてどうのこうのということではありません。

産業の振興だとかは、例えば後継者育成だとかという部分もですけど、この定住とか少子化の部分でズバっと謳うというのは、この項目かなというように整理されています。

ただ、その他にしているから、軽い考えということじゃなくて、計画の 11 ページを見てもらえれば、1 番のことを我々としても、危機感を持っていて、今までみなさん、言葉にしているのですが、本当に全体として、町として総合的な工夫はしてきたかというのは、我々もやはり反省すべき点ではあると思います。言葉としては、言っているのに、それを町として全体的に、総合的に本当にその定住促進なり要は働く場所です。そして、その次に子供を産む環境というのが、少子化対策になると思いますので、そここのところを今回はきちんと計画の中でつくっていくべきではないかなと思います。

○委員

よろしいですか？

○事務局

はい。

○委員

中身を見たら今更、委託検討という話ではないと思うのです。これで 600 万円もかけるくらいだったらもうすでに対策のアイデアというのは、もう 20 年も 30 年も前から、チャホヤ出ているわけです。でも一向に

我々が色々な会議に出ても、取り上げてもらっていないわけです。だから雇用の問題ですから、若い者が働く場所がないからこのようになっていくわけですから、それはもう問題はわかっているわけです。あと何をしたらいいのかという事にいくわけです。

これを見ると、検討委託ということは、誰かに委託するわけですね。そのために、300万円使うのですか？今更それは、検討委託で300万円使う時代じゃないと思います。

#### ○事務局

ただ、私はお言葉を返すわけじゃないけど、今まで言い切れていて、やり切れていないというのは、何かということは、きちんとした計画をもってないからですね。単発では、確かに阿部さんが言うように、アイデアはあるのです。例えば、後継者就労対策であれば、そしたら水産の方で漁業者に対する出資金を貸し付けたらどうか、そういったことは多分みなさんアイデアとして話してはいますよね。

だけれども、それが対策として反映できているかということは、なりきっていないですね。それは私はきちんとした町としての、骨太の計画を持っていないから極端に言うと、担当者が変わるたびに浮かんで沈み、浮かんで沈みということをしていて、政策反映ができなかったのかなと感じています。それは自分にも言えることですが、私としてはやはりきちんと計画

をもって、担当が変わろうが誰がやろうが、町としてこういう方向でやっていくというものが、なければダメだと思います。多分、だから今まで何も講じてこなかったのかなというのは、僕の反省ではあります。

だから、私としてはきちんとみなさんに検討委員さんに集まっていた中で、町として本当にこの政策をやることによって、それが解消できるというものを、きちんと作れば良いなと思っているのです。今まで、多分それが無いと思います。みなさん方も色々な意見をいただいて、それがほとんど形になっていないですね。そのところがやりきれていないと思います。だから、私はそれをやっぱり冊子でも何でもないと、言葉だけではちょっと足りないと思います。

#### ○委員

それを600万円かけて委託する必要があるのですか？我々はたまたま集まっていますけれども、総合開発審議委員だとか、まちづくり推進会議だとかいっぱい会議を今でもやっていますし、今までもやってきました。そこで出されたものをきちんと集約すればいいだけの話で、例えば600万円なんてかかりませんよね。どこからこの600万円がきたの？300万円と300万円ですね？

#### ○事務局

定住のプロジェクトについては300万円、下の300万円については

また別の計画のものです。

○委員

300万円というお金は、どこからきたのですか？

○事務局

基本的に計画書を、だいたいある程度、部数をつくったり、委員さんを集めて会議をする、そういった経費も見込んで、だいたい300万円。ということで、今までの一般的な計画書をつくるにあたっては、だいたい町では300万円くらいかけてやっているのが、通例ですのでそれを見込んだということです。

○委員

またかけるのですか？

○事務局

意見として、かけなくていいのであれば、別にそれはそれで。自前でできれば本当は1番いいのかもしれませんが、ただなかなか自前でやってきた今までのものが、どうなのかなという思いは自分としてはあります。

○委員

じゃ、シンクタンクを頼むわけですか？

○事務局

そうですね。基本的にその会議に来ていただいて、そういった人のアイデアもいただきたいということです。

なかなか我々だけで、本当は我々だけで作成できれば1番いいですけど、今までも色々なことをやってきていますけれども、どうなのでしょうかとこの思いもありますから。多少、プロなりそういった専門的な見地から意見をいただいて、つくるというほうがいいのかと思いますけど。

○委員

聞いていて、忘れているのですが産業の振興のブルーベリーの内容ですが、これ3年間ということで計画していますけど、だいたい何本くらいですか？3年間で。

○事務局

確か、500本ずつです。500×3だから、1500本くらいです。

○委員

今植えていますよね。それは何本くらいですか？

○事務局

90本くらいです。

○委員

今現在やっている農家の人、何件でやっていますか？

○事務局

今ですか？今は産業化の委託のような感じで〇〇さんがやっています。

○委員

そうですか。これから3年間かけて、1500本植えるのですね。

○委員

これは、福島ファームというのを立ち上げまして、メンバー3名でとりあえずスタートしています。

○委員

わかりました。

○事務局

はい。

○委員

事業は63の事業があるのですが、資料の2ですけど、その中で一般財源の関係ですけど、国庫補助金とか道の支出金とか地方債をつかってやるのですけど、ここで言う一般財源があるところと、ないところがあります。

その辺をちょっと、説明していただきたいです。

○事務局

今のお話ですが、資料2の参考資料でございますけれども、資料の1番最後を見ていただければ。16ページをお願いします。ここは平成27年度の概算事業計画ということで、例えば6番の教育の振興がございます。それがその隣ですね。(過疎地域自立促進特別推進事業)ということで、いわゆるここがソフト事業ということで整理させていただいたところでございます。

教育の振興のなかで、過疎のソフト事業にあたるものは、基礎学力向上対策支援事業を、チームティーチングということで、現在中学校の方で数学の授業をやる際に、先生プラスもう一人先生の補助をする先生をつけていただいて、このチームティーチングというものを、現在平成22年度からやっております。この財源の内訳ですけど、27年にかかる事業が、385万8千円。その事業の内訳が、財源の内訳として、地方債が380万を予定しております。それと、その地方債のうち過疎債でそれを行いたいとなっております。

一般財源が、5万8千円ということで、これをトータルにすると385万8千円ということになります。地方債を充当するときには、100%充当ができるので、借り入れする際には、10万円単位で借り入れということになりますので、385万8千円を例えばソフト事業で借り入れがOKということになっていても、実際借り入れられるのは、10万円単位ということになっておりますので、380万を借り入れして、残った端数の5万8千円は、一般財源というような形で基礎学力向上対策支援事業の財源の内訳ということでは、そうなります。

もう一つ、下の福島商業高等学校の存続対策事業ということで、こちらもソフト事業として町の方で、決めてほしいということで考えている事業でございます。これが300万かかるわけございまして、これの事業費の内

訳が全て過疎債で地方債、しかも過疎債で財源を張り込んでいきたいということで、たまたま、きりのいい数字なものですから、先ほど言ったように起債を借りる際は、10万円単位ということになりますので、300万全てを、100%充当できるということで300万円の過疎債を見込む。それで一般財源のところは0というような形になります。全てこのような形で10万円単位で、起債の方は見込んでいて、その端数のところについては一般財源であったり、なかには細かくやっていると、起債の借り入れの対象になるもならないも、今後細かくまた借りる際に精査されていくということになりますので、この300万円を仮にこれが、過疎の対象になっていいのですよということになっても、中身を精査されて、例えば奨励金の部分は該当になりませんとなったときには、これから財源が変化をしていきます。

いずれにしても、今の様な感じで各事業で、それぞれ財源を国の補助金をいただいたり、地方債を活用したりそれを差し引いた残りを、一般財源という形で見たものが、今回の協議というか事業計画ということになりますので、一般財源が出てくるものと今言ったようにきりのいい数字でしかもそれが、過疎債であれば100%充当できるというようなことであれば、一般財源のところに財源が記載されないという事業が出てきます。

あと多少この計画書に載っていますが、過疎債は最初からつかない

という形のものも載っています。だけど、町としての振興策としては対策ですということで、掲載をしていますので、事業費だけ載って一般財源そのまま載っているものもあります。商工のところは、特に過疎債がちょっとこれは難しいだろうという町の判断の中で、最初から見込んでないやつもいます。

ただ、今うちの住吉が言ったように国の方には一応ぶつけていますのでそこの中で、国がいいというようなことになると、過疎債がついてくる可能性もあります。町で最初からつけていないのですが、協議の中でいいよということがあるかもしれません。

○委員

よろしいですか？

○事務局

はい。

○委員

12ページの3番の、生活環境の整備のうちの浄化槽推進促進事業。これはアンケートをとったり、浄化槽を切り替えるために、色々やっていますよね。その時にも、補助金がついていたのですか？アンケートの資料の中に。

○事務局

今回、先週から地域説明会に回っていて、〇〇さんはまだ行ってないと思うのですが、今週多分入ると思いますけど、前回の資料の中にはそういっ

たものは入っておりません。

ただ、今回のときには今説明している中では、明確に町として対象者に対する例えば水洗化に伴う補助金の額、また融資する際の額、そういったものをお示しして現在、説明会をやっております。

○委員

そうすると去年始めに、1回やりましたよね？

○事務局

あれは、大雑把なものしかなくて、町の方針は何も出ていなかったと思います。今回は、明確に町としてこういう支援をしますというものを、示しております。

○委員

ということは、個人の負担がだいぶ軽減されるということですか？

○事務局

そうですね。今回はかなり、町としても年度が遅かったものですから、なかなか今景気がこういった状況の中で大変だろうということで、ある程度手厚い支援をする方向で説明に歩いているはずですが、アンケートの時には町でこういった補助の方向で考えているということで、提示はさせていただいたのですが、具体的にかかる経費のいくらまで補助しますよということころまでは、書いていないものですから、今回町の方で方針が決定しまして

各地域にいて説明をしているというような状況です。具体的な補助の率だったり、そういったものの説明を今各地域に入ってやっているというような状況になっております。

水洗化するにあたって、だいたい60万円くらい改修費かかると思うのですが、町としては3分の2を補助しましょうということで多分歩いているはずですが、あと、それ以外のまたかかる経費ありますよね。町の負担金とか。そういったものも、120万円を目途に融資を斡旋して、利息分を町で負担するという形の中で行われているということです。

○委員

すいません。素朴な疑問いいですか？

○事務局

はい。

○委員

低所得者に対する、デジタル対応機器購入助成とありますよね。それはアンテナとかチューナーとか、それともテレビなのか、ちょっと知りたいと思ひまして。あと1年なので、アナログはまだいっぱいいると思ひます。やはり、みんなデジタルになったけど、チューナーというのもつけている人もいるし、アンテナも必要なのかとか、そういうのも全部やってくれるのかなということ、ちょっと聞きたいなと思ひました。

○事務局

こちらの事業につきましては、以前に低所得者の定義というか、捉え方というようなことになるのですが、昨年度、低所得の方に対して、生活保護とかの方以外の部分で、福祉灯油ということで、灯油を現物給付するといった補助があります。それとイコールの対象の方でそういった方のテレビを購入するだとか、チューナーで今のブラウン管テレビを、チューナーをつけたら見ることができるので、そういったものを購入した際に 1 万円補助しましょう。という制度になります。

アンテナにつきましては、アナログの電波というのは、UHF という電波になっていまして、今度デジタル電波も UHF ということで、同じ電波になりますから、特段何もアンテナは、いじらなくても通常は、デジタル電波も通るはずです。ですから、アンテナの改修は、多分ほとんどいらぬのかなと思うのですが、中にはブースターといって、電波が入ってきたものを各部屋に分けているときがありますよね。分けたりするときは、最初が入ってきた電波が強くて、端末にいくと電波は弱くなりますので、そこで入ってきた電波は弱くなります。そこで、入ってきた電波を増幅してやるのが、ブースターということになるのですが、それが古いタイプだと、デジタルの今のチャンネルに合っていないものがあるので、もしそういうものがついてるとそこは改修しなきゃならない、というものはありますけれども、ほとん

どの場合は何も改修をしなくても大丈夫です。

ただ古くて、ものがだめだとかそういった部分があるかと思imasるので、それについてはまた素人では判断できかねると思imasるので、それ辺は電気屋さんの範ちゅうかなと思imas。住民グループの方で、対象者のところに通知なり、民選委員さんを通してアナウンスされているのかなと思imas。

事業の内容としては、対象の方が買った際には、ただもうすでにあるとか 2 台目・3 台目というところまで、補助するというような状況の事業ではないと思imasので、デジタルも来年の 7 月になると、見られなくなりますので、早めの対応が必要なのかなと思imas。

○委員

質問いいですか？

○事務局

はい。

○委員

ハードの方で、3 番目の下の方の横綱記念館の中の映像 BOX6 台とありますが、映像 BOX とは、こういったものなのか教えてください。それとその下の地域福祉交流センターとあるのですが、資料を見たら生活支援ハウスを増床するかどうか、そのあたりを教えてください。

#### ○事務局

映像 BOX の方につきましては、記念館の中にある廊下というか、それぞれの展示のところまで行く間に、ブラウン管で色々タッチしたりできるのですが、それをもう時期が時期にきてたまたま今回事業費以外のものなのですが、だめになって、応急的にそこにはまるテレビをうまく使って、改修をしたりもあったので、その時期が相当たっているので、まず改修していこうというような状況です。

あと、地域福祉交流センターについては、現在の場所とすれば、吉岡地区に吉岡支所があると思うのですが、あそこに立っているものが古くなってきているので、小学校も旧中学校も移ったという形の中で、吉岡地区の再編という形になると思うのですが、本来これは地域福祉計画の中に、おしゃべりハウスということで、高齢者が集う場所といいますか、なるべく高齢者の方々が、町にでてきて例えばボランティアセンターみたいなところによって、少しおしゃべりをするることによって、生きがいをもっていくという計画があります。

それを、共生型事業という形で、障害者、高齢者、子供たちが集う施設をつくった場合、国から3千万の補助制度があります。それを活用して、福祉拠点としての施設をつかっていきたいと計画をあげています。それだけでは、地域としてはどうかなということもあって、そのセンター自体も、壊れますので障害者とか高齢者だけでな

くて、地域の方にも活用できる形で多少施設展開を広げたいという思いで若干3千万円多くなっているということでございます。

これについては、今は吉岡地区だけなのですが、本来福島地区自体も商店街の中が、みなさんご存知のように丸金さんのところがなくなって、かなり空き地が出ていますので、その福島の方でも同じような施設を計画することになるのかなと思っています。まだ源課の方では、そこまでは考えてございません。

#### ○委員

12ページの1番の産業の振興で3番目、ブルーベリー、ウニの次も非常に興味があります。産学官連携産業活性化事業、1,980万円。6年間ですけども、これ具体的に考えているなら中身を教えてくださいませんか？

30日、東京農大との包括連携協議がありますよね。そういう絡みも絡んだ中で入ってくるのかなと受け取っていたのですが、具体的にはまだ、はっきりしたものはないのではないかなと思います。あるのであれば、提供していただきたいと思います。

#### ○事務局

現在、東京農大との包括連携協議ということで、新聞報道でご存知だと思いますけど、この30日提携を結ぶ予定をさせていただきます。それと、町の方では従前から行っています、北大水産学部また未来大学についても、これか

ら深めていこうということで考えています。

目的として、何をということなのですが、包括連携協定の中で1番重視しているのは、産業振興のお手伝いをさせていただきたいというのが、まず1つでございます。それと、もう1つは子供たちの教育支援の強力を仰いでいきたい。さらには、産業振興を担う方々の育成をさせていただきたいという風に考えております。

産業振興については、今言ったように人材育成と合わせて現在、福島の産業携帯がありますけれど、それをさらに付加価値をつけていただいて、所得向上につながるものを、できれば地元と一緒に考えていただいて、お手伝いできないかということが、まず1つと、従前上がるものの中、例えば資源。福島のある資源ですね。昆布でもウニでも何でもいいのですが、そういったものを今までそのままの素材のまま売ってきた方が、多かったと思います。あまり、手を加えない形の中で売ってきたという経過がありますので、そういったものを特に東京農大については、食品開発にかけているとまたマーケティングについても、ノウハウをかなり持っていると同っておりますので、そういったものの何か福島の素材を使った中で、そういったものの協力を得られたらということで、ここの中の事業として、だいたい今考えているのは、年間300万円くらいの中で例えば食品開発について、100万円くらいだとか、人材育成につい

て100万くらいとか、まだ大雑把ですが、そういった中で予算計上として考えてございます。

ただ、今30日に協定を結びますので、来年の事業といいますか、予算の計上作学が11から12月にかけてありますので、そこの中で例えば学校、魚組そういった方々の意見を聞いてさらにそれを農大にぶつけて、来年といった形で予算を組んだら認めていくことになっています、これは大枠で予算を組んでいます。

#### ○委員

私は、この額が少ないと思っていません。先ほどの話があったように、人口も26年度で4,600人くらいになるだろうと推定していました。これ以上は、入っていませんけど、この計画には。鳴海参事は、この5年先の存港のこと、あまり印刷したがるらないのですが、推進委員会でその結果が出ているわけです。

だから、将来少子高齢化というのであれば、5年後にはどういう状況になるか、この資料の中に入るべきです。それがくるっていうのもいいです。だけど、1年に120人から130人減と言っているというのは、間違いのないわけですから、単純計算したって国勢調査に関係なくて、5年後にはどのくらいになるかってことは、わかるわけです。

そのデータがあるわけですから。まちづくり推進委員会の資料の中です。こういうのは、やはり入れなきゃダメ

だと思います。これは、みんなの過去のデータでしょ。総合開発計画は17年度の国勢調査で終わっています。あれは資料になりません。過去のデータを一生懸命に積み上げて。将来のことを考えないと説得力がないと思います。

それはいいですけども、その中で言ったように人材育成だとか産業の振興だとか付加価値を高めるものを、やはり地元にいると考え付きません。都会の人が何を望んでいるとか、首都圏の人がどういうふうなものを、プラスしたら目を光らして、値段が高くて買ってくれるかというのは、やはり都会の方で市場に見えている機関の人が目ざといですよ。

ですから、多少お金がかかっても将来、福島のためにそういう付加価値があがってどんどん物が売れると。そういうものがあれば、別にリサーチであろうが何であろうが、お金をかけるのはやぶさかではないですという構えを、相手に見せるぐらいでなかったらダメではないかと思っています。私の考えとしては、2000万円弱を6年間で、リサーチできて何か食品開発をしてどんどん売れていくならものすごく安いものです。

こういうことに力点をおいて、こういう会議ですから、みなさんに意見を聞いてやはりやっていくべきだと思います。

先ほど、〇〇さんもおっしゃったように、ポイントを絞って今まで開発計画からスライドさせて、さらにソフト

事業を2億5000万円上乗せするというのは、それはいいです。それは役所と役所の話ですから。制度も変わったし、それはいいですが、ここの委員会はそれを踏まえながら5年後どうするか、3年後どうするかということはある程度、テーマを2つ3つ絞ってやらないと、いつまでも同じ資料では、これでどうですかと言ったら、僕は集まっている意味がないと思います。

そこら辺の会議の進め方を、例えば2時間のうちこれをサッとやって、どうせまた議会にかけて、議会の承認を得ないとダメなわけですよ。これは基本条例の8ページのところに書いている8項目。第11条の8項目に福島町過疎地域自立促進市町村計画に基づいて、また議会にかけて承認をとらなきゃダメですよ。

僕らがいくら言っても、最後は議会でやっているわけですから、そうするとそっちの方はそっちの方でお任せします。それより、民間人が集まっているのですから、この福島をどうするかということの方を真剣に考えてもいいのではないですか？

#### ○事務局

それについては、この前まちづくり推進会議の方でやらしていただいたので、それはそれでまた迫めさせていただきます。

#### ○委員

こういう会議だってあるのだから

総合開発もまちづくりも同じようなテーマでやはり、同じ時間をとってもいいです。同じ時間の中で、さいているというような進行の方向を、とってほしいと思うのですが。

#### ○事務局

それは、意見として伺っておきます。今日は最初に説明した通り町の方として過疎計画を策定するにあたっての意見聴取としていますので、そのところはご理解いただいて、次回以降にしたいと思います。

#### ○委員

今と同じ意見ですが、私もこの産業振興に東京農大の確か宮城教授という人がトップになって、委託をうけて林業のいわゆる、バイオマスの関係で特に福島町は面で見ただけの場合は、9割が山ですよ。

この福島にあるものを使って、どうやって商品を開発する、あるいは働く場所をつくっていくかということを考えれば、農業に関しても今の遊休農地もそうなのですが、他の地域からきて福島を知らない人が物語るよりも福島のあるものを見てこれを利用して何かできないかというような、地元学というか、地元にあるものを使って観光でもそうですけどやっていくという考えがなければ、金額としては安いものかという今山にある資源、例えば三歳もそうですけども、針葉樹であるとか、広葉樹、たくさんあります。

私もたまたま、林業をやっています

けど、捨てられているものが、山にある、宝の山というかあるのです。

だから、それを利用して例えば今輸入している石油です。これに変わるエネルギーが山にゴロゴロ転がっているというか、それを使って薪をたいている人もいるし、一部ありますけども地元のを燃料にかえている人もいますけども、これを産業として考えられないものかなというものが、未来へ10年でも200年でも続くエネルギーがここにあります。

#### ○事務局

実は、みなさんに案内していますけども、30日に調印式が終わったあとに、まちづくりフォーラムという形で先生方にご提言をいただく内容が、まさに福島地域資源を活用して、何かできないかということをお話してもらったことになっておりますので、ぜひそういった意見を出していただければと思います。

#### ○委員

多分、福島に何があるか見てもらわないと話が始まらないというか、1番知っているのは、福島の町民です。

○そうです。ただ、福島の町民が知っているのですが、それに気が付かないということがありますので、やはりその資源に慣れてしまって、それを資源だと思わない生活をしてしまっていることもありますので。やはり、よそ者の意見というのもまた、気付かせて

くれるという 1 つの大事な意見がありますので、そういったものもまた活用するというのも、1 つの方法だと思います。

#### ○委員

もう 1 点。私の仕事に絡む話として医療の確保とあるのですが、医療の確保は何も書いていないのですよ。今日は〇〇さん来ていますけど、〇〇先生を呼ぶ時も、かなり役場の方も苦労したはずですよ。失礼ですが、〇〇先生も〇〇先生もあと 50 年 60 年も働けるかといったら、それは無理なわけですよ。やがては、お医者さんが 0 になります。その場合住めるか、そういう町に。という問題があると思います。ここに一切タッチしなくて、医者の要請だけではありませんけども、この医者の確保について、何もタッチしなくていいのでしょうか。我々の次の世代が、子供の世代とか孫の世代が福島に住んでいれるかということです。

#### ○委員

せっかく計画が、今までなかったけど、いきなり地域医療の確保ということで、ソフトの部分で 1 番最初に入ってきているわけです。〇〇先生も、もう 60 歳の還暦だと聞いておりますし〇〇先生はまだ歳ですよ。そうすると、もうそろそろある程度、ここの町の事情もしってもらうためには、来てすぐというわけには、いきませんからやはりある程度リンクしないとかならない部分もあるわけです。2 年も 3 年

も、慣れてもらうためには。あまり高齢になってからとなると、大変でしょうから 6 年の計画の中の最後の方でも、入っておかないと大変です。

#### ○事務局

今の医療の確保というところですが、これまでのやり方としては、町立の病院を建てるということは、なかなか難しいという意見があるので、それについては、みなさんをご存知のとおりどこのところでも、国保病院については、なかなか運営に難儀をしているというのが、キレイことを言っても、実情だと思います。

だから、最終的には町の負担になってきたというのは、ご存知だと思います。そういったこともあって、町としては、できれば施設については町の方である程度確保しますので、個人病院に来てもらうというのが、今までのやり方だったと思います。

今〇〇さんが言うとおりの、緊急の課題として、〇〇先生についても、〇〇先生についても、いずれ現役を引退する時期が来ると思います。そういったときに、町の事業として展開できることとすれば、奨学金制度をもって、例えばそういったものを確保するかそのくらいしか今ここに載せることができません。あくまでも、計画事態は町が事業としてやることになりますので、例えば施設を建てるとかそういうことではないわけです。

今は多分将来、可能性のある人を確保するというのが、1 番の手立てかな

と思います。だから、今もっている奨学金制度を、もう少し広げていくとか使い勝手のいい、その人を縛って地元に来てもらうとか、そういったものになるかなと思います。今もしあげるとするならばです。

#### ○委員

あげなきゃないと思います。奨学金だって、月に3万くらいでしょ。だから返さなくてもいいから医者になれと。10年後でいいから帰ってこいと。というふうな、少し大きいメリットを持たせてないと誰もなりません。

夕張の希望の杜でないけども、1人しかいなくなってしまうとこの間、新聞見たら載っていたけど、心配停止したから、ちょっと引き受けてくれ、いやできないです。気持ちもわからないこともないけど、やはり引き受けないと思うし、でも引き受けるには1人で24時間体制で働けというのは酷な話だし。

#### ○事務局

今すぐその部分をどうこうできるかというのは、なかなか難しい話なので、全体として気分が盛り上がってそういう制度をつくらうという話になっていくと1番いいです。

#### ○委員

4ページのところで、15項の他に認定こども園・図書館・太陽光・バイオマス等の自然エネルギー施設の3項目の対象拡大とあるのですが、その

事業計画のところに、認定こども園のところは、よくいっぱい出ているのですが、この図書館は図書室の間違いですよね？福祉センターにあるのは、図書室だと思うのですが。

#### ○事務局

これは、国の制度なのでたいがいは図書館。うちはたまたま図書室ですけど。

#### ○委員

この字の間違いを、言っていないです。図書室とかこういうものに対しての、事業拡大はないのですか？

#### ○事務局

それを建てるのに、過疎債というのが、使えなかったのです。ところがこれからはその有利な財源を使って建てていいですよ。

今まで、町の全部を持ち出してやるとなかなか建てられないじゃないですか。気持ちはありますけど、優先順位として、図書館は大事ですか？という意外とその大事さを認識しないで、後ろにまわってきたというのが今まで図書館の経緯だと思います。

だから以外と小さい町でそこに一生懸命に力をいれている町村もありますけど、福島にいたっては図書館というのは、福祉センターの中に居候ではないけどいるのかなと思います。

ただ、それについては今後財源として、こういう財源がありますので、もし建てるのであればということで。

○委員

じゃあ、この計画の中に何か入っているというわけではないのですね？

○事務局

そうですね。町としては、今の図書館を昇格させるというのは考えておりません。

○委員

図書館として、昇格させるのですか？という質問ではなくて、今の図書室で、対象拡大という文字を見たとき何かこれからやるのかなと思ひまして。

○委員

あのスペースでは何もできません。文章では、そうなっているけれど、面積を大きくしなかったら、棚も大きくしなきゃならないですから、今でもいっぱいですので、本なんかあれ以上増やす余裕がありません。

私も本を寄付しようと思ったのですが、本をたてる本棚がありませんからと断られました。

○委員

具体的には、書いていないということですか？

○事務局

そうです。こちらの方からは特段あがっていないので、計画の中に含まれておりません。

○委員

あのスペースで、図書館には無理だとももちろんわかりますが、あのスペースでもっと、図書室を利用するために何かできる方法というのはあるかと思ひます。

○事務局

あと何かありますか？と言っても予定の時間になってきましたので、どうしてもという方がいましたら伺いたいと思ひます。よろしいですか？先ほど説明しましたとおり、今日いただいた意見をなるべく我々としては、今後の参考としていきたいと思ひます。

町としては、来月行われる議会の方に、この計画をかけていくこととなりますので、またその際、変更などがありましたら会議の中で報告をさせていただきます。

お話のとおり、この計画に沿った形で総合開発審議会については、今年のローリングの中で、若干変更が生じますので、そこのところはまた11月か12月くらいにお願いすることになると思ひますので、よろしくお願ひいたします。それと、まちづくり推進会議については、財政推計の見直しが生じますので、そこのところ、またお願ひをしますので、よろしくお願ひします。

今日は本当にありがとうございました。

○委員

ちょっといいですか？今話を聞いてほしいわかりましたけど、せっかく今日大事な意見が出ていますのできちんと教えてください。この意見を議会の中に出せるように、ぜひ出してください。

○事務局

はい、わかりました。あと何かありませんか？それでは今日は暑い中、ありがとうございました。